

●非公募の理由

施設名	理由
大磯港	<p>大磯港・真鶴港は、荷さばき地の利用承認等行政処分的な業務が中心であり、業態の異なる複数事業者（骨材・石材事業者、漁業者）間の中立・公平な利用調整を行うには行政的な視点が強く求められ、民間事業者にはなじまないことから、引き続き地方公共団体である大磯町（大磯港）・真鶴町（真鶴港）を指定管理者候補として、非公募により選定手続きを行う。</p> <p>※ 「指定管理者制度の運用に関する指針」に規定される非公募理由の「(4) 指定管理施設の設置条例により、公共団体であることが当該施設の指定管理者の指定の基準とされている場合」に該当</p>
真鶴港	<p>大磯港・真鶴港は、荷さばき地の利用承認等行政処分的な業務が中心であり、業態の異なる複数事業者（骨材・石材事業者、漁業者）間の中立・公平な利用調整を行うには行政的な視点が強く求められ、民間事業者にはなじまないことから、引き続き地方公共団体である大磯町（大磯港）・真鶴町（真鶴港）を指定管理者候補として、非公募により選定手続きを行う。</p> <p>※ 「指定管理者制度の運用に関する指針」に規定される非公募理由の「(4) 指定管理施設の設置条例により、公共団体であることが当該施設の指定管理者の指定の基準とされている場合」に該当</p>